

独立行政法人種苗管理センターの
平成27年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

| 1. 評価対象に関する事項 | | |
|---------------|----------------|------------------|
| 法人名 | 独立行政法人種苗管理センター | |
| 評価対象事業年度 | 年度評価 | 平成 27 年度 (第 3 期) |
| | 中期目標期間 | 平成 23 ~ 27 年度 |

| 2. 評価の実施者に対する事項 | | | |
|-----------------|--------|--------|----------------------|
| 主務大臣 | | 農林水産大臣 | |
| | 法人所管部局 | 食料産業局 | 担当課、責任者 知的財産課長 杉中 淳 |
| | 評価点検部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 広報評価課長 倉重 泰彦 |

| 3. 評価の実施に関する事 |
|---|
| <p>4 月 21 日 所長等ヒアリング</p> <p>6 月 2 日 農林水産省国立研究開発法人審議会開催</p> <p>6 月 22 日 理事等ヒアリング</p> <p>7 月 7 日 農林水産省国立研究開発法人審議会開催</p> |

| 4. その他評価に関する重要事項 |
|---|
| <p>独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 70 号）に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターが平成 28 年 4 月に統合した。</p> |

| 1. 全体の評価 | | | | | | |
|-------------------|--|----------------------------|------|------|------|------|
| 評定 (S、A、B、C、D) | B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 | (参考) 本中期期間中における過年度の総合評価の状況 | | | | |
| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| | | A | A | A | B | B |
| 評定に至った理由 | <p>平成27年度事業は、大項目について全てがB評価となっており、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における指摘事項に対して的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）及び「平成25年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成27年1月9日政独委）」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗したものと判断した。その他、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターの統合に向けた確かな取組が行われた。これらのことからB評価と評定した。</p> <p>※ 平成25年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26、27年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。</p> | | | | | |

| 2. 法人全体に対する評価 | |
|---------------------|--|
| 法人全体の評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、組織内の業務情報、懸案事項等について適時の把握に努めており、このことよりの確かな采配と組織の機動力の発揮が可能となっている。 ・基本方針における指摘事項に対して的確な対応がなされている。さらに、業務実績については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政独委）及び「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について（平成26年5月29日政独委）」並びに「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成25年12月16日政独委）」における指摘事項に対して的確に対応・評価されており、中期計画の達成に向けて順調に進捗した。 |
| 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因等は認められなかった。 ・依頼検査対象の拡大が求められている種子伝染性病害の検査について、計画では1種類追加のところこれを上回る3種類の病害を検査対象に追加している。 ・28年春植用ばれいしょ原原種について、北海道の農場で黒あし病が発生・検出され、4品種について配布調整を実施した。なお、発生直後から本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げ、病株の処分や発生ほ場内への立ち入り制限、薬剤散布の強化、道県への迅速な情報提供など適切な対応が行われている。 ・28年春植用さとうきびの原原種について、沖縄農場に7～8月にかけて台風が接近通過したことにより台風被害を見越して設定した生産計画を下回ったが、適切な生産回復対策等により需要量を確保し、配布申請数量に対し100%配布されている。 |

| 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など | |
|--------------------------|--|
| 項目別評定で指摘した課題、改善事項 | |
| その他改善事項 | |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | |

| 4. その他事項 | |
|----------|--|
| 監事等からの意見 | |
| その他特記事項 | |

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

| 中期計画（中期目標） | 年度評価 | | | | | 項目別 調書 No | 備考 |
|--|----------|----------|----------|----------|----------|--------------|----|
| | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | | |
| 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | | | | | | |
| 栽培試験業務 | A | A | A | B | B | 第1-1 | |
| 種苗検査業務 | A | A | A | B | B | 第1-2 | |
| 種苗生産業務 | A | A | A | B | B | 第1-3 | |
| 調査研究業務 | A | A | A | B | B | 第1-4 | |
| 業務運営一般 | A | A | A | B | B | 第1-5 | |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | | | | | | |
| 栽培試験業務 | A | A | A | B | B | 第2-1 | |
| 種苗検査業務 | A | A | A | B | B | 第2-2 | |
| 種苗生産業務 | A | A | A | B | B | 第2-3 | |
| 調査研究業務 | A | A | A | B | B | 第2-4 | |
| 種苗に係る情報の提供等 | A | A | A | B | B | 第2-5 | |
| 遺伝資源業務 | A | B | A | B | B | 第2-6 | |

| 中期計画（中期目標） | 年度評価 | | | | | 項目別 調書 No | 備考 |
|----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|--------------|----|
| | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | | |
| 第3 予算、収支計画及び資金計画 | | | | | | | |
| 経費（業務経費及び一般管理費）節減 | A | A | A | B | B | 第3-1 | |
| 法人運営における資金の配分状況 | A | A | A | B | B | 第3-2 | |
| 第4 短期借入金の借入に至った理由等 | | | | | | | |
| | - | - | - | - | - | 第4 | |
| 第5 不要財産の処分等に関する計画 | | | | | | | |
| | A | A | A | B | B | 第5 | |
| 第6 重要な財産の譲渡等の計画 | | | | | | | |
| | A | A | A | B | B | 第6 | |
| 第7 剰余金の使途 | | | | | | | |
| | - | - | - | - | - | | |
| 第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 | | | | | | | |
| 施設及び整備に関する計画 | A | A | A | B | B | 第8-1 | |
| 職員の人事に関する計画 | A | A | A | B | B | 第8-2 | |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------------|-----------------------|----------------------|
| 第1-1 | 栽培試験業務の効率化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|----------------------|----------|----------------------------|--------|--------|--------------------------|------------|------------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| UPOVが開催する会議への職員の派遣実績 | — | — (22年度) | 31人 | 3人 | 21人 | 3人 | 11人 | |
| 栽培試験終了後の平均報告日数 | 80日以内 | 89日 (22年度) | 88日 | 86日 | 83日 | 82日 | 76日 | |
| 品種情報データベース入力実績 | — | 1,882件 (22年度) | 3,109件 | 2,500件 | 1,924件(旧版) 2,016件(新版) | 5,524件(新版) | 4,891件(新版) | |
| 栽培試験委託の公募案件数 | — | 4件 (22年度) | 6件 | 7件 | 2件 | 6件 | 2件 | |
| 品種保護Gメンの配置 | 7農場20人体制 | 7農場20人 (22年度) | 7農場20人 | 7農場20人 | 7農場20人 | 7農場20人 | 7農場20人 | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|---|--|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等 | 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等 | 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等 | <p><評価の視点> 栽培試験業務の効率化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験業務に関する国際機関であるUPOV(植物新品種保護国際同盟)が開催する会議に職員を派遣する。また、CPVO(欧州品種庁)等、UPOV同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図る。 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム(VIPS)を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して80日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告す | <p>評価 B 業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第1-1参照</p> <ul style="list-style-type: none"> CPVO(欧州品種庁)等、UPOV(植物新品種保護国際同盟)同盟国との審査協力の一環として、農林水産省からの要請に応じ、UPOVの開催する国際会議に延べ11名の職員を派遣し、栽培試験の実施方法及び評価方法等について他国の方法と調和を図るため、サルビアのTG(テストガイドライン)を提案し了承を得た。また、TWA(農作物技術作業部会)の日本開催(7月、北海道)では開催への支援協力を行った。なお、同盟国からの専門家の受け入れについては、農林水産省からの要請はなかった。 我が国と海外との栽培試験結果の相互使用の推進に貢献する「国際審査協力特性比較調査委託事業」について、ばら属、カリブラコア属、アンズリウム属、及びきく種を受託し調査を実施した。 栽培試験業務管理システムによる進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、報告書作成支援システムと農林水産省の「品種登録迅速化総合電子化システム(VIPS)」の連携した活用及び実施点数の多い植物種類の効率的な報告書の作成等を行い、栽培試験終了後平均して76日で農林水産省に報告書を提出した。 | <p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> UPOVが開催する国際会議への職員の派遣等を通じ、栽培試験の実施方法等に係る国際調和が着実に進められている。 データベースの活用や実施農場における確実な報告書の検定の実施等により、栽培試験終了後の平均報告日数は目標の80日以内の目標を達成した。また、育成者権保護の業務が7農場20名体制で着実に進められている。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験の公募による委託品種数の拡大については、順調に取り組みされているが、受託者側としても労力的な負担や報告書作成が困難であること等を要因として応募がないため、栽培試験を効率的に実施するためには他にどのような方策があるのかを検討していく必要がある。 | |

| | | | | | | |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---|--|--|
| | (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 | (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 | (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願品種の栽培に適した農場及びほ場を的確に選択するとともに、対照品種の選定等を的確かつ迅速に行うため、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図る。 ・一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数の拡大に努める。 ・栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。 ・育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。その際、新たに任命された者に対して品種保護Gメン研修及び資格試験を実施する等により品種保護対策役等の資質の向上を図る。 ・品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、平成23年度に策定した基準に照らして派遣する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培試験の実施に当たって、品種特性を考慮した試験実施場所の選択を的確に行うとともに、対照品種の選定等をよりの確かつ迅速に行うため、「栽培試験業務管理システム（GAPS）」に流通品種の特性及び入手先等の情報を入力し、データベース機能の更なる充実・強化を図った。 ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定。以下、「見直し基本方針」という。）に即し、出願品種栽培試験委託先募集実施要領の選定基準に基づき公募対象植物を選定し、新たに1植物種類を追加した。この結果、公募対象植物の種類数（公募案件数）は、計12種類に拡大した。これら12種類のうち、出願があり、公募要件を満たした2種類2件（けいとう属、ステラ属）2品種について公募を行った。なお、応募はなかった。 ・応募が見られなかったため、過去の受託者へアンケートを実施したところ、委託費に対して労力的な負担が大きい、栽培試験結果報告書の作成が困難といった回答があり、今後の公募への応募に対しても積極的な回答は得られなかった。このため、今後公募案件数を拡大し公募を行っても、応募は見込まれず、事務的な労力の増大に繋がり、これまでの委託栽培試験結果報告書についても検定に多大な時間と労力をかけていることから、民間委託を行っても栽培試験の効率化は困難であると考えられ、他にどのような方法があるのか検討することが必要である。 ・各実施場所から本所への栽培試験結果報告書の報告において、電子媒体による処理を推進するため、試行的に5品種以下の栽培試験結果報告書を本所において一括処理を行った結果、全体的な事務処理軽減及びコスト削減が図れることが明らかとなったため、28年度から全ての栽培試験結果報告書について、電子媒体による本所への報告にすることとした。 ・育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応ができるよう、併任発令により品種保護Gメン（品種保護対策役及び副品種保護対策役）を7農場に20名配置した。 ・新たに任命された者に対して品種保護Gメンの資格要件の規程に基づき、品種保護Gメン研修及び資格認定試験を実施した。 ・全員参加による品種保護Gメン会議を開催し、品種保護Gメン間の情報の共有を図るとともに、資質向上を図るため、育成者権者等からの相談への回答のシミュレーションを行った。また、熟練度試験によりその到達度を確認した。 ・品種保護Gメンセミナーは、eメールを活用し、年間11回実施した。 ・品種保護Gメンの海外派遣について、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会から「平成27年度東アジア包括的植物品種保護戦略事業」の「タイの品種保護制度の運営状況調査」について、品種保護Gメン1名の派遣要請があり、23年度に定めた品種保護Gメンの海外への派遣基準に照らして妥当なものであったので職員を派遣し、タイの品種保護制度の運営状況及び課題を調査した。 | |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---|--|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------------|-----------------------|----------------------|
| 第1-3 | 種苗生産業務の効率化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|------------------------------|------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------------|--|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 | |
| 種苗生産業務に要した経費及び 単位当たり業務コスト | — | ばれいしょ 917 百万円 13,404 円/20kg | 910 百万円 12,425 円/20kg | 878 百万円 12,092 円/20kg | 812 百万円 11,392 円/20kg | 848 百万円 12,088 円/20kg | 894 百万円 12,772 円/20kg | | |
| | | さとうきび 148 百万円 63,402 円/千本 (22年度) | 153 百万円 63,693 円/千本 | 157 百万円 65,967 円/千本 | 149 百万円 62,040 円/千本 | 157 百万円 56,874 円/千本 | 167 百万円 59,534 円/千本 | | |
| 余剰原原種及び規格外品の販売 実績 | — | 18,960 千円 (22年度) | 10,633 千円 | 10,310 千円 | 5,549 千円 | 5,038 千円 | 4,754 千円 | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評定 | B |
| ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1)原原種生産の効率化 | ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1)原原種生産の効率化 | ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1)原原種生産の効率化 | <p><評価の視点> 種苗生産業務の効率化を図ること。</p> <p>・「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じ、効率的な原原種の生産を図る。</p> | <p>評定 B 業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第1-3参照</p> <p>・ばれいしょ原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。また、経費労働時間調査を取りまとめ、担当部長等会議において、コストの分析を行った。</p> <p>・経費については、燃料費や電気資料量の節減等が進められ、また、農業生産資材の適切な使用や調達合理化計画等に基づくコストの低減化に努めたものの、原原種の健全無病化を図るための病害虫防除の強化や、老朽化した農機具の更新等を緊急に講じる必要があったことから、対前年度比で105.4%の894百万円となった。 また、1袋(20kg)当たりでは、前年度比で105.7%の12,772円となった。</p> <p>・さとうきび原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。また、経費労働時間調査を取りまとめ、担当部長等会議において、コストの分析を行った。</p> <p>・経費については、物件費では前年度並みに抑制が図られたものの、台風対策として生産計画数量を危険率を勘案して増加させたことに伴い人件費が増加したため、前年度比では106.5%の167百万円となった。 また、千本当たりでは、前年度比で104.7%の59,534円となった。</p> | <p><評定に至った理由></p> <p>・原原種生産に当たっては、コストの把握、土壌分析・土壌改良、適切な方針に基づく機械等の更新、規格内歩留まり向上の取組が行われ、さらに気象被害に対しても事前事後においてマニュアルに従った対策を行うなど、効率的な生産に努めている。また、原原種の安定供給に関する協議会を開催するなど種ばれいしょ供給体系に大きな役割を果たしている。</p> <p>・適正な自己収入の確保に向けて、余剰ばれいしょを一般種いもとして販売する、販売品種の増加を図るなどに努めている。</p> | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| <p>(2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p> | <p>(2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p> | <p>(2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌改良方針に基づき、病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壌改良を行うとともに、土壌改良の効果について検証を行い、必要に応じて土壌改良方針を見直す。 ・ 施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図るため、機械等機種選定委員会等により最適な機械・機種を選定し配置を行う。また、機械整備に関する講習等により保守管理の徹底を図る。 ・ ばれいしょ原原種生産においては、栽培管理や選別作業の改善により規格内歩留まりの向上に努めるとともにジベレリン処理による規格内歩留まりの向上効果の検証と次世代への影響の評価を行う。 ・ さとうきび原原種生産においては、台風被害を軽減するため、災害発生時の対応や種苗の確保対策等について台風対策マニュアルに沿って適切に管理する。 ・ ばれいしょ原原種について関係者による協議会を開催し、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況等について、意見の交換、情報の共有を行う。 ・ 配布価格の見直し ・ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗について、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種いも等として販売する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌改良方針に基づき作成した農場ごとの土壌改良方策により、病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ土壌改良を図った。 ・ 各農場の土壌分析を、胆振農場において6農場分156点、西日本農場において4農場分243点を集中的に実施した。分析結果を基に各農場の具体的な土壌改良の進捗状況及び効果を検証し、火山灰土及び黒ぼく土の土壌が多いことからリン酸吸収係数が高いほか、土壌中のカルシウムや微量要素が不足している農場が多いことから、微量要素含有肥料や土壌改良材等を施用するとともに、胆振農場においては腐植含量の向上を図るためピートモスの施用を行った。 ・ 近年、豪雨、長雨等による土壌流亡等の被害が多いことから、土壌の膨軟化及び排水対策として、明渠、暗渠の再整備を進め、心土破碎の回数を増やした。 ・ 機械・器具等の導入に当たっては、緊急性、業務改善効果等を勘案して絞り込むとともに、固定資産物品について、各農場において機種選定委員会を開催し、最適な機械機種を選定し、トラクター2台、コンバイン、ハーベスターほか9件を導入した。 ・ 特定自主検査能力向上教育（フォークリフト）、刈払機取扱作業安全衛生教育、フォークリフト運転技能講習等に17名を参加させ、機械等の保守管理を図った。 ・ 栽植密度、施肥量の見直しによる特大塊茎比率の低減や掘り取り、選別時の機械作業による傷・打撲の軽減に努めた。 ・ 北海道中央農場において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、5年間実施したジベレリンを活用した全粒播種用種いもの増収技術に関する調査研究の取りまとめを行った。 ・ 台風対策マニュアルに沿って、台風襲来に備え原原種の剪葉等により台風被害の軽減に努めた。 ・ 25年度に沖縄農場に整備した防風林・防風柵について、定植した樹木や周辺環境の維持管理を行った。 ・ 沖縄農場における危険率の見直し及び沖縄県と鹿児島県の共通品種の鹿児島農場での別途生産により安定生産を行った。 ・ 民間企業が作出した早期普及品種の種いも（ハウスチューバー）を用いた原原種生産及び配布の要請はなかった。 ・ マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。 ・ 23～25年度に措置済み。 ・ 「見直し基本方針」及び独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成22年11月総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「勧告の方向性」という。）に即し、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行い、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の21.5%に当たる11,573袋（10,098千円）を一般種苗用（環境浄化用種苗含む）として販売した。 ・ 従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種について販売対象品種を拡大し、許諾料を支払い販売した。 | |
|--|--|--|--|---|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------------|-----------------------|----------------------|
| 第1-4 | 調査研究業務の効率化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 共同研究 | — | 3件 | 2件 | 2件 | 1件 | 0件 | 0件 | |
| 協定研究 | — | 3件 | 6件 | 4件 | 5件 | 5件 | 4件 | |
| 受託研究 | — | 2件 | 1件 | 1件 | 1件 | 2件 | 4件 | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| <p>業務に係る技術に関する調査及び研究</p> <p>(1) 調査研究成果目標の明確化</p> <p>(2) 調査研究課題の重点化</p> <p>(3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用</p> | <p>業務に係る技術に関する調査及び研究</p> <p>(1) 調査研究成果目標の明確化</p> <p>(2) 調査研究課題の重点化</p> <p>(3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用</p> | <p>業務に係る技術に関する調査及び研究</p> <p>(1) 調査研究成果目標の明確化</p> <p>(2) 調査研究課題の重点化</p> <p>(3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用</p> | <p><評価の視点> 調査研究業務の効率化を図ること。</p> <p>・調査研究成果目標の明確化</p> <p>・重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性を確保を図る。</p> <p>・試験研究機関等との情報交換や協定研究・共同研究等を行うとともに、外部資金の積極的な活用を図る。</p> | <p>評価 B</p> <p>業務実績：—</p> <p>・23年度に措置済み</p> <p>・学識経験者4名からなる調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の27年度及び第3期中期計画期間の実績について評価を行った。</p> <p>・以下の委託研究を受託し、外部資金の活用を図った。 「遺伝資源の効率的保全技術等の開発」(代表機関：国立研究開発法人農業生物資源研究所)に参画し、ばれいしょの超低温事業保存の実装のためのシステム構築における、健全かつ斉一な培養材料の増殖のための継代サイクル、培養条件等の検討を分担実施した。 「有害動植物の検出・同定技術の開発」(代表機関：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター)に参画し、ニンジンLsoの種苗検査技術の開発のための調査を実施した。 「健全種ばれいしょ生産のためのジャガイモ黒あし病の発生要因の解明と高度診断法の開発」(代表機関：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター)に参画し、種ばれいしょ生産体系における蔓延防止策等の検討を実施した。 「平成27年度輸出種苗病害検査手法実用化委託事業」を受託し、「メロンのスイカ緑斑モザイクウイルス(CGMMV)検査手法の実用化」及び「メロンのスカッシュモザイクウイルス(SqMV)罹病種子製作手法の実用化」について調査を実施した。</p> <p>・以下の協定研究を実施した。</p> | <p><評価に至った理由></p> <p>・調査研究の実施に当たっては外部有識者による評価を実施している。</p> <p>・委託研究を4件、協定研究を4件実施するなど試験研究機関等との連携及び外部資金の活用が図られている。</p> <p><今後の課題></p> <p>・平成26～27年度に発生した黒あし病に対する調査研究を進めることが重要である。</p> <p>・平成27年に新たに発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウに対し、今後必要とされる種苗を速やかに生産できるよう調査を行う必要がある。</p> | |

| | | | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|---|--|--|
| <p>(4) 知的財産権の管理</p> | <p>(4) 知的財産権の管理</p> | <p>(4) 知的財産権の管理</p> | <p>・センターの知的財産基本方針に基づき、保有する特許権の活用を図るとともに、その維持について必要性を検討する。</p> | <p>「DNA品種識別技術の開発と利用に関する研究」(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所) 「DNA品種識別技術の開発と利用に関する研究」((公財) かずさDNA研究所及び株式会社LSIメディアエンス) 「遺伝子組換え植物のDNA検知技術に関する研究」(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所) 「ジャガイモの異型発生の原因究明に関する研究」(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター及び(国) 帯広畜産大学) ・このほか、試験研究機関等の協力を得て、ばれいしょ塊茎のカルシウム分析を行ったほか、ポスピウイルス属の検査法に関する情報収集を行った。</p> <p>・「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許(植物種子の病原菌検査法:日本国及び米国)について、INPIT(工業所有情報・研修館)等のデータベースを活用するとともに、契約締結を検討している企業からの照会への対応や、特許に係る技術の紹介等を行った。許諾契約を締結している国内3社に対しては適切に実施するよう指導した。</p> <p>・職務発明審査会を開催し、今後とも更に多くの許諾契約を締結し利用を促進することが重要であることから、次年度も上記特許を維持することとした。</p> | |
|---------------------|---------------------|---------------------|---|--|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------------|-----------------------|----------------------|
| 第1-5 | 業務運営一般の効率化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|---------------------------|------------------------|-----------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------------|--|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終 年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報 | |
| 一般管理費及び業務経費の対前 年度比の縮減率 | 一般管理費 対前年平均 - 3% | 一般管理費 135 百万円 (22 年度) | 105 百万円 対前年 77.5% | 95 百万円 同 90.7% | 101 百万円 同 106.2% | 87 百万円 同 86.7% | 101 百万円 同 115.5% | 一般管理費 年平均削減率は対基準年の -5.0%であった。 | |
| | 業務経費 対前年平均 - 1% | 業務経費 345 百万円 (22 年度) | 315 百万円 対前年 91.3% | 322 百万円 同 102.1% | 334 百万円 同 103.9% | 255 百万円 同 76.4% | 278 百万円 同 108.7% | 業務経費 年平均削減率は対基準年の -3.9%であった。 | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|--|--|---|--|--|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | | |
| | | | | | 評価 | B | |
| 業務運営 一般の効率 化 (1) 効率化 目標の設定 | 業務運営 一般の効率 化 (1) 効率化 目標の設定 | 業務運営 一般の効率 化 (1) 効率化 目標の設定 | <p><評価の視点> 業務運営一般の効率化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術専門職員が担当する業務については、研修を行いながら、栽培試験業務並びに原原種生産及び配布業務に係る検定等の専門的技術を要する業務にシフトし、ほ場管理作業等における単純作業については作業の内容を精査し非常勤オペレータの採用や派遣会社への委託により、アウトソーシングを行う。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。さらに、施設・機械等の有効利用等により、温室効果ガスの排出の抑制等に努める。また、夏期及び冬期の節電に努める。 | <p>評価 B 業務実績：種苗管理センター平成 27 年度自己評価結果の付表の第 1-5 参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術専門職の職務の高度化計画に基づき、一般職員が担当していた栽培試験業務や病害検定等の専門技術を要する業務について OJT を行う一方、非常勤オペレータや派遣職員の活用により技術専門職員の業務の一部をアウトソーシングした。 運営費交付金で行う業務（人件費を除く）のうち、一般管理費については、契約について競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所では対応可能な契約は全て本所で実施するなどに取り組んだほか、消耗品費を最小限の支出に抑えたが、老朽化施設解体工事及び自動車の更新による資産の取得費が増嵩したことにより、対前年度比 115.5%増となるものの、基準年度に対し年平均では 5.0%削減となった。また、業務経費についても、農業用資材の一括調達や資材・消耗品による支出を最小限に抑え、機械器具等の更新による資産の取得費が増嵩したことから、対前年度比 108.7%増となるものの、基準年度に対し年平均では 3.9%の削減となった。 27 年度無駄削減目標に基づき、カラーコピー・プリントの低減、出張時におけるバック商品等の活用による出張旅費単価の減、節電や携帯電話のグループ内無料通話の活用等による経費の節減に努めた。また、四半期ごとに職員に取組状況（電気・電話等の使用実績）を情報提供することにより、無駄削減への意識啓発を図った。 政府の「当面の地球温暖化対策に関する方針」（25 年 3 月）に基づき、種苗管理センターが 20 年度に策定した温室効果ガスの抑制等実施計画に準じて、施設・機械の効率的な利用等により温室効果ガスの排出量の削減を図った結果、基準年の 18 年度比 88.6%となった。（対前年度比 94.4%） 政府の「2015 年度の夏季の電力需給対策について」（27 年 5 月）及び「2015 年度冬季の電力需給対策について」（27 年 10 月）に基づく節電要請の周知を図った。 | <p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標に定められた一般管理費及び業務経費の抑制については、競争入札の原則実施や経費の節減に取り組んでおり、基準年に対して目標を達成している。 技術専門職の高度化計画を実行するとともに、ほ場管理業務のうち単純作業のアウトソーシングを実施している。 人件費については、給与水準・人事評価とも、国家公務員に準拠させている。 「独立行政法人における調達合理化の取組の推進について」に基づき、調達合理化計画を作成し、取り組まれており、調達については、契約監視委員会において、随時一者応札について検証を行う等契約に当たっての透明性が確保されている。 保有資産については、将来を見越した業務上の必要性に基づき適正に処理されている。 内部統制・リスク管理・情報セキュリティ等業務上の課題に対し、リスク対応計画や、情報セキュリティ研修を行うなど、対応計画を作成し周知を図るとともに達成度の効果検証を行っている。特に、日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえ、情報セキュリティ対策の点検を行い、セキュリティの強化に取り組まれている。 平成 26 年度決算検査報告において平成 18 年度 | | |

| | | | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|---|--|---|
| <p>(2) 人件費の適正化等</p> | <p>(2) 人件費の適正化等</p> | <p>(2) 人件費の適正化等</p> | <p>・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。なお、一般職員等については、人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p> | <p>・国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、26年度の業績、27年度の人員の適正な配置及び合理化などを厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表した。職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)は96.0となった。</p> <p>・給与水準については、ホームページ「役員の報酬及び職員の給与の水準」に公表している。 (http://www.ncss.go.jp/main/info/johokoukaifutai.html)</p> <p>・人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く)について、27年度の人事院勧告を踏まえ、職員給与については各俸給表の各級・各号について、それぞれ1,100円の俸給月額を引上げを27年4月1日に遡って実施した。</p> <p>・人事評価の適切な処遇反映の機会確保の観点から一般職員俸給表4級から6級まで、技術専門職員俸給表4級についてそれぞれ8号俸の増設を27年4月1日に遡って実施した。広域異動手当について、円滑な異動及び適切な人員配置の確保のため、広域的な異動を行う職員給与水準を確保するため、異動後の事務所間の距離に応じて27年3月31日以前の異動及び27年4月1日以降の異動、28年4月1日以降の異動等のそれぞれの異動時期においての支給率の引き上げを27年4月1日に遡って実施した。</p> <p>・単身赴任手当については、民間給与実態調査を踏まえ、基本額を引き上げ、加算額を遠距離異動に伴う経済的負担の実情を踏まえ、距離区分の増設と月額を引き上げを27年4月1日に遡って実施した。</p> <p>・勤勉手当について、民間給与の実施状況を踏まえ適用される俸給表等に応じて一般職員、技術専門職員及び医療職員の期末・勤勉手当支給割合を年間0.10月分の引上げを実施し27年12月期に遡って改正、再雇用職員の期末・勤勉手当支給割合を年間0.05月分の引上げを実施し27年12月期に遡って改正するとともに、27年12月期に支給する勤勉手当に0.05月分(再雇用職員については0.025月分)を加算し、28年1月に支給した。</p> <p>・28年1月1日の昇給に関する特例として、俸給月額を引き上げに伴う官民格差を補正するため、28年1月1日の昇給を1号俸抑制を実施した。</p> <p>さらに、再雇用職員への諸手当の支給については、異動に伴い単身赴任となった再雇用の職員に対し単身赴任手当並びに広域移動手当及び新幹線鉄道等に係る通勤手当について、退職前から引き続き支給要件を満たしている職員及び再雇用の際に支給要件を満たすこととなった職員に対しても再雇用による採用を異動とみなして支給することを27年4月1日に遡って実施した。</p> <p>・能力・実績主義に基づく人事管理原則を踏まえ、6月期の勤勉手当、12月期の勤勉手当及び27年1月期昇給において、人事評価による業務実績評価を的確に反映した。</p> | <p>から25年度の研究用物品の購入に当たり、年度内納入等適正であることが確認できない物品のあることを指摘されたことを受け、外部有識者を加えた調査委員会による調査を実施したところ、契約した物品は確実に納品され、法人への損害を与えたものではないこと、及び会計経理の手続きについて再発防止策を講じる改善措置について検証・提言された。これを踏まえ、理事長による全職員への注意喚起や再発防止策が実施され、適切に対応されていた。</p> |
| <p>(3) 契約の点検・見直し</p> | <p>(3) 契約の点検・見直し</p> | <p>(3) 契約の点検・見直し</p> | <p>・監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p> <p>・規格外品等をでん粉原料用として売り払う場合は、少額随意契約に該当する場合を除き原則として一般競争入札を行う。</p> | <p>・PDC Aサイクルにより、公平性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「独立行政法人の調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき新たに調達等合理化計画を策定し公表するとともに、計画に基づき一者応札・応募の改善、一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達を行い、調達金額の節減に取り組んだ。また、契約監視委員会において競争性のない随意契約の見直しを徹底し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているかを定期的に点検し、不参加業者からの聴き取りや入札公告期間の延長等の見直しを行った。</p> <p>・その結果、国と同様の一般競争基準(工事250万円超、物品160万円超等)の適用により対象となる65件、467百万円の契約のうち、一般競争入札は50件、408百万円、企画競争は0件、随意契約は15件、23百万円であった。なお、20年度に締結した競争性のない随意契約15件、56百万円のうち、引き続きこれに該当する競争を許さない契約は7件、18百万円であった。また、一般競争契約65件のうち、一者応札は11件(17%)であり、一者応札の要因としては、契約の規模が業者の希望する条件に合致しなかったため等であった。</p> <p>・一般競争契約及び随意契約に関する情報については、種苗管理センターのホームページで公表した。 (http://www.ncss.go.jp/main/info/johokoukaifutai.html)</p> <p>・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を種苗管理センターのホームページに掲載するとともに、入札公告にその旨を記載した。</p> <p>なお、現時点において、種苗管理センターの情報公開の対象となる法人はない。</p> <p>・契約事務取扱規程に基づき、余剰・規格外原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、一般競争入札を実施した。</p> | |

| | | | | | |
|------------------------|------------------------|------------------------|--|---|--|
| <p>(4) 保有資産の見直し等</p> | <p>(4) 保有資産の見直し等</p> | <p>(4) 保有資産の見直し等</p> | <p>・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて段階的な処分の検討を進める。</p> | <p>・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について検討を行い、将来使用が予定されていない固定資産については減損を認識した。なお、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p> <p>・ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、原状回復(更地)することとなっている。</p> <p>しかしながら、原状回復(更地)するには相当の費用が必要なため、不要施設の解体予算を確保し借地を更地にした上で、段階的な借地の返還を進めることとする。</p> | |
| <p>(5) 内部統制の充実・強化等</p> | <p>(5) 内部統制の充実・強化等</p> | <p>(5) 内部統制の充実・強化等</p> | <p>・中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の推進に関する組織内の統制環境等の整備に取り組む。</p> <p>・平成27年度リスク対応計画に基づきリスクへの適切な対応に取り組む。また、実施状況についてリスク管理委員会において報告するとともに、結果を検証し改善策を盛り込んだ平成28年度リスク対応計画を策定する</p> <p>・情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、役職員の情報セキュリティに対する意識向上を図り、個人情報を含めセンターが有する情報の適切な管理を行う。</p> | <p>・内部統制の充実・強化のため、毎週開催される本所内会議、毎月開催される本所と農場の全体会議、年2回の農場長等会議、役員会、コンプライアンス委員会及び内部統制委員会等、マネジメントを補佐する内部組織が整備・運営されている。</p> <p>また、本所部課ごと、各農場ごとの予定及び懸案事項等についての報告、業務実施状況の点検・評価といったモニタリング機能により、重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底が図られるようにした。ミッション等の周知徹底については、中期計画前文にセンターのミッションを掲げ、職員向けホームページに「種苗管理センター業務推進指針」及び「行動規範」を掲載し、会議・出張・研修の機会あるごとに、報告、講話・講義、意見交換を通して、役職員に向けミッション等の周知徹底を行った。</p> <p>・内部監査及び監事監査による種苗管理センターにおける業務に係るモニタリングを実施し、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の推進を図り、組織内の統制環境等の維持に努めた。</p> <p>・種苗管理センターにおいて重点的かつ継続的に取り組む必要のある以下の6つの課題及びリスク基本台帳を定めた平成27年度リスク対応計画(リスク管理委員会決定)について、農場長への通知及び職員専用ホームページへの掲載などにより周知を図り、本所及び農場において適切なリスク対応に取り組んだ。</p> <p>①需要に即した原原種の安定的生産を図るための自然災害(台風、土壌流失、施設等損壊)対策 ②ばれいしょ原原種の品質向上を図るための収穫時の高温障害、輸送中・出荷待ちでの凍結による萌芽不良対策 ③遺伝資源植物の確実な保存を図るための滅失防止対策 ④農作業中の事故・健康被害の防止対策 ⑤ばれいしょ原原種の品質向上を図るための長雨、干ばつ等の自然災害や病害虫(黒あし病等)被害による原原種の品質低下対策 ⑥不適切な会計処理により法人の信用を失墜させるリスク回避対策</p> <p>さらに、28年3月にリスク管理委員会を開催し、平成27年度リスク対応計画について実施内容及びリスク低減・回避の目標に対する達成度・効果について検証し、かつ各委員の意見を反映して統合後の法人に引き継ぐ平成28年度リスク対応計画を策定した。</p> <p>・監事は、本所及び2農場について監事監査を実施し、監査結果について文書で理事長に報告した。また、マネジメント、内部統制、評価等に係る各種会議(役員会、農場長会議、契約監視委員会、入札監視委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会)のほか、不適正経理に関する調査委員会に出席し、業務の効率化や改善に向けた取組や不正経理の再発防止策について意見を述べた。さらに、法人統合に向けた統合法人監事連絡会へ出席し、各法人に係る統合に向けての諸課題について意見交換を行った。また、4法人統合に伴い、通常、6月に実施している業務に係る監事監査を統合前に行った。</p> <p>・情報セキュリティ規程に基づく研修等として、農林水産技術会議事務局筑波事務所が行った情報セキュリティ研修への参加(本所職員40名が聴講)及びセンター全職員を対象とした標的型攻撃メール対応訓練を行った。</p> <p>・情報セキュリティに係る意識を向上させるため、情報セキュリティ規程実施細則等に基づく各種手続を平易に解説した「情報セキュリティのお知らせ」を作成し、全職員を対象に4回送信した。</p> <p>・情報セキュリティ対策としてncssメールシステムにマルウェア対策機能、全職員のPCに不必要な実行形式ファイルを実行不可能とする設定を追加した。</p> | |

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 第2-1 | 栽培試験業務の質の向上 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 農業・農村における6次産業化の推進 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 種苗法第15条第2項 |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| 栽培試験の実施点数 | 前年度出願点数(995点)の69%以上 | 68% 731点 (22年度) | 69% 678点 | 69% 741点 | 71% 805点 | 84% 831点 | 77% 733点 | | 予算額(千円) | 104,296 | 102,840 | 101,710 | 102,255 | 101,232 |
| 栽培試験の拡大種類数 | 10種類程度 | 20種類 (22年度) | 18種類 | 25種類 | 15種類 | 16種類 | 4種類 | | 決算額(千円) | 87,212 | 80,563 | 82,937 | 84,281 | 76,920 |
| マニュアル作成点数 | 10種類程度 | 3種類 (22年度) | 10種類 | 11種類 | 10種類 | 11種類 | 14種類 | | 経常費用(千円) | 580,460 | 535,977 | 612,022 | 560,626 | 587,090 |
| 新たに収集・保存した点数 | 300点程度 | 328点 (22年度) | 317点 | 326点 | 363点 | 313点 | 505点 | | 経常利益(千円) | 580,460 | 535,898 | 612,022 | 560,626 | 587,090 |
| 種類別審査基準案の作成件数 | 12種類程度 | 13種類 (22年度) | 11種類 | 13種類 | 13種類 | 12種類 | 12種類 | | 行政サービス実施コスト(千円) | 572,399 | 527,904 | 603,920 | 554,617 | 682,828 |
| 品種類似性試験に係る試験終了後から施行までの日数 | 30日以内 (DNA分析の場合7日以内) | — (依頼なし) (平成22年度) | 100% 2件 | 100% 29件 | 100% 35件 | 100% 4件 | — 0件 | | 従事人員数 | 68 | 65.5 | 67.5 | 65.5 | 62.5 |
| 育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の委嘱について、報告までの日数 | 7日以内 | — (委嘱なし) (平成22年度) | — | — | — | — | — | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| <p>農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> | <p>農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> | <p>農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> | <p><評価の視点> 栽培試験業務の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験については、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、農林水産省からの通知に基づき栽培試験実施計画を的確に作成する。 また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の70%以上）について確実に実施する。 センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、10種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。 また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類のうちこれまでマニュアルが整備されていないものについて、10種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する（全面的な改正を含む）。 栽培試験のリファレンスコレクションとして、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、300点程度を新たに拡大する。また、組織培養法を利用した保存が可能な種類（カーネーション及びいちご）について、器内保存技術の導入に向けた試行を行う。 新規植物の種類別審査基準案について、新たに12種類程度を作成する。 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用することにより、確実な保管管理を行う。 栽培試験実施責任者会議等を開催し、試験実施上の問題点等の早期解決のための検討を行うとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、研修計画に | <p>評価 B 業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第2-1参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった出願品種699点の全てについて、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。 栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の666点（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の70%）に対し733点の栽培試験を実施した。このうち、14点の栽培試験を6県6機関、3法人に委託して実施した。農場別では、本所が新規植物、点数の少ない植物種類や委託栽培試験を中心に72点、八岳農場が寒冷地向きの植物を中心に83点、西日本農場が出願数の多い植物種類を中心に440点、雲仙農場が暖地向きの野菜等を中心に138点であった。 センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、4種類の栽培試験対象植物の拡大を図った。 栽培・特性調査マニュアルの検討を行い、オランダかいり属、フクシア属、ふじうつき属、オステオスペルマム属(改正/第3版)等14種類のマニュアルを作成した。 平成23年度栽培試験担当部長等会議において検討した、リファレンスコレクションの保存方針に基づき、新たに95種類699品種を収集するとともに、既保存品種の整理を行い、累計保存点数を6,641品種から7,146品種（505品種増）に拡大した。 組織培養を利用したカーネーション種及びいちご種の器内保存について、それぞれ維持・管理に要する労力及びコスト等をほ場での保存と比較するため、器内保存から栽培試験まで実施した。その結果、カーネーション種及びいちご種ともに、器内保存は技術的には可能であるが、変異の可能性が否定できないことや、栽培試験に供試するために器内培養苗をほ場定植用の苗に仕立てるには、労力・コストに問題があることが分かり、リファレンスコレクションの組織培養法を利用した器内保存の導入は困難であるとの結論に至った。 農林水産省からの要請に基づき、審査基準案の検討を行い、ハナセンナ種、はうちわのき種、むらさきしきぶ属等12種類の審査基準案を作成し、農林水産省に報告した。 新たに種子162品種、種菌13品種を受入れ、保管管理を行った。なお、保管種菌397品種のうち324品種については、凍結保存を併用して管理した。 栽培試験代表実施責任者会議を開催し、栽培試験の確実な実施及び試験実施上の問題点等について対応策の検討を行った。なお、気象被害及び病害の発生等により栽培試験の継続が不可能となった品種は31種類56品種であった。 栽培試験の新任者を対象に、「栽培試験に関するOJTの手引き」に従ってOJTを実施した。 | <p><評価に至った理由> ・栽培試験については、実施目標点数666点を10%上回る733点を実施している。 ・栽培試験対象植物の拡大については目標10種類のところ4種類となっているが、これは農林水産省からの新規植物の通知が4種類にとどまったためであり、その全てについて新たに栽培試験の対象とした。 ・栽培・特性調査マニュアルについては、目標の10種類程度を上回る14種類、リファレンスコレクションについては目標の300品種を大きく上回る505品種となったことは評価できる。 ・他の項目についても、年度計画を全て達成している。</p> | |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| <p>(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p> | <p>(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p> | <p>(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p> | <p>基づく専門技術研修の実施、栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等を行う。また、栽培試験実施責任者の力量を担保するため、資格認定試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省に栽培試験実施状況等を四半期毎に報告するとともに、事案発生ごとに情報・知見の提供を行う。 ・国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、ホームページ上の育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aを充実するとともに、講演等により育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者（以下「育成者権者等」という。）に対して育成者権の啓発・普及を行う。 ・地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員・各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、税関に対し連絡会議等により情報提供を行う。 ・育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。また、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスをを行う。 ・育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。また、試験研究機関の成果等を活用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を3種類程度拡大する。 ・育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品の寄託を行い育成者権侵害の立証を支援する。 ・「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」（平成18年農林水産省令第4号）に基づき、 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画に基づき、実務担当者研修、審査基準作成研修及び実施責任者養成研修を実施し、各研修の成果検証として、課題の提出、プレゼンテーション及び総合討論等による到達度把握を行った。 ・栽培試験実施場所において審査官を交えて現地検討を行い、栽培試験担当者との評価の目合わせを行うとともに、区別性及び均一性の判断の難しい案件等について指導を受けた。 ・栽培試験に係る技術情報収集のための栽培地の調査を9件、専門家への意見聴取25件実施した。 ・栽培試験実施責任者の資質の確保と栽培試験業務の円滑な実施に資することを目的として、栽培試験実施責任者資格認定試験を実施し4名合格した。また、栽培試験実施責任者の能力の維持、指導力の向上を目的とした栽培試験実施責任者習熟度試験を実施した。 ・四半期ごとに栽培試験実施状況を整理し、農林水産省に報告した。 ・栽培試験の成否に係る事項、区別性・均一性の問題に影響のある事項等について事案発生ごとに逐次農林水産省へ報告し、指示等に従い対処するとともに、年間の取りまとめ表を作成し提出した。 ・26年度に受けた相談等を基に、育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aについて新たに2項目を追加し、計42項目を種苗管理センターのホームページに掲載した。 ・都道府県等からの依頼に基づき、育成者権に関する講演を全国8か所で行い、参加者数の合計は274名であった。 ・地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等からの相談に対して回答・助言を行うとともに、農産物知的財産権保護ネットワーク（福岡県が主催）が開催する情報交換会（28年2月）に出席し、支援・情報提供を行った。 ・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に即し、種苗管理センター主催で実施した打合せ（27年12月）に、税関等からも参加し、育成者権に関する情報提供等を行った。 ・育成者権の侵害に関する相談34件に対して、対抗措置等の助言等を行った。また、育成者権の活用に関する相談181件に対して、品種登録制度や種苗法の解釈等について回答した。 ・新品種を活用した研究開発・成果利用事業の事例等を紹介したパンフレットを活用し、地方農政局等の6次産業化担当窓口等と連携を強化するとともに、新品種の保護・活用に関する相談に対して的確なアドバイス等を行った。 ・新品種の活用相談はなかった。 ・品種類似性試験についての依頼はなかった。 ・試験研究機関等で開発されたDNA品種識別技術の妥当性を確認し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物に3種類りんご、ばれいしょ、パインアップル）を追加した。 ・侵害状況記録の作成については、2件の依頼があった。育成者権者等からの依頼に基づき、14件の寄託を受け、種苗、物品等を保管した。 ・農林水産省からの嘱託はなかった。 |
|---|---|---|---|--|

| | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|
| <p>(3) 「東アジア植物品種保護フォーラム」の推進に向けた支援</p> | <p>(3) 「東アジア植物品種保護フォーラム」の推進に向けた支援</p> | <p>(3) 「東アジア植物品種保護フォーラム」の推進に向けた支援</p> | <p>農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定を囑託があった場合には、本所において迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。</p> <p>・ これまでに作成した植物種類のDNA情報データベースについて、新たに出願された品種のDNA情報を追加する。また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。</p> <p>・ 東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。</p> | <p>・ おうとうの新たに出願された4品種及びとうもろこしの登録品種等18品種のDNA情報を調査し、DNAデータベースに追加した。</p> <p>・ 農林水産省の委託事業「登録品種の標本・DNA保存等事業」を受託し、新たに出願された栄養繁殖性品種のうち473品種について資料保存依頼書を受け付け、464品種の凍結乾燥標本作製し保存した。このうち、栽培試験を実施した240品種についてはさく葉標本を併せて作製し保存した。また、DNA分析技術が確立されている植物の8品種についてDNAを抽出し凍結保存を行った。</p> <p>一方、出願取下げ等により29品種の凍結乾燥標本、29品種のさく葉標本を廃棄した。</p> <p>・ DNA品種識別技術を権利侵害紛争の解決に活用する上で重要となる主要な既存品種の標本・DNAの保存についても、センター独自の取組として8品種の凍結乾燥標本作製し保存した。</p> <p>・ 東アジア植物品種保護フォーラムの活動の要請に基づき、栽培試験研修、審査基準作成会合及び品種保護制度の運営状況調査へ専門家として職員を3名派遣した。また、短期専門研修及び要人研修等を実施し、研修員12名を受け入れた。</p> | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 第2-2 | 種苗検査業務の質の向上 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 農業・農村における6次産業化の推進 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 種苗法第63条 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 <small>（前中期目標期間最終年度値等）</small> | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| 表示検査点数 | 15,000点程度 | 15,821点 (22年度) | 16,489点 | 15,852点 | 15,757点 | 15,643点 | 16,035点 | | 予算額（千円） | 113,211 | 72,682 | 71,883 | 72,269 | 71,546 |
| 集取点数 | 3,000点程度 | 3,027点 (22年度) | 3,121点 | 3,020点 | 3,043点 | 3,058点 | 3,079点 | | 決算額（千円） | 67,205 | 91,471 | 157,080 | 57,296 | 57,219 |
| 病害検査点数 | 195点以上 | 190点 (22年度) | 194点 | 195点 | 196点 | 196点 | 225点 | | 経常費用（千円） | 209,024 | 251,233 | 209,360 | 256,091 | 247,942 |
| カルタヘナ法に基づく立入り、質問、検査、収去及びモニタリングの的確な実施 | とうもろこし 30点以上 えだまめ 10点以上 | とうもろこし 36点 えだまめ 12点 (22年度) | 36点 12点 | 36点 12点 | 36点 12点 | 36点 12点 | 36点 12点 | | 経常利益（千円） | 209,024 | 251,233 | 209,360 | 256,091 | 247,942 |
| 50日以内に検査結果報告を行った件数の全検査件数に対する割合 | － | 99.6% (22年度) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | | 行政サービス実施コスト（千円） | 204,259 | 240,972 | 198,297 | 233,524 | 262,956 |
| 種子伝染性病害の検査法の実用化 | 1種類 | － | 1種類 | 1種類 | 0件 | 1種類 | 3種類 | | 従事人員数 | 18 | 21 | 21.5 | 22.5 | 21.5 |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
|---|---|---|---|---|--|---|
| | | | | | 評価 | B |
| <p>農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 (1)国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実</p> | <p>農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 (1)国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実</p> | <p>農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 (1)国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実</p> | <p><評価の視点> 種苗検査業務の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定種苗の表示検査(15,000点程度/年度)について、流通段階も含めて農薬使用回数表示の検査を重点的に行うとともに、過去の検査結果を集取点数に反映させることにより、的確かつ効果的な集取(3,000点程度/年度)を行う。 「指定種苗の生産等に関する基準」(平成20年7月3日農林水産省告示第1713号)による病害検査について、220点以上を実施する。 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び取去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。また、I S T A(国際種子検査協会)が実施するGMO熟練度テストに参画する。 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、研修計画に基づく専門技術研修の実施、技能チェック等を行う。また、I S T Aが行う熟練度テストに参画する。 種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、事案発生ごとに農林水産省に速やかに報告する。 的確かつ迅速な検査を基本に、検査 | <p>評価 B 業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第2-2参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、16,035点を実施した。このうち、不完全表示が32点(0.2%)あり、書面による改善を求め、検査結果を農林水産省に報告した。 指定種苗の集取について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、3,079点を実施した。この結果、表示発芽率に満たないものが97点あった。 「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく4種類5病害について、27年度検査計画に従って検査を行い、総検査点数225点を実施した。この結果、「えんどう褐斑病・褐紋病」で4点、「にんじん黒斑病」で10点で病種子が認められた(前期検査分)。なお、野菜種子の生産等に関する基準を下回った種子に対しては対応策について該当する種苗業者に照会中である。また、検査及び照会の結果については農林水産大臣へ報告した。 このほか、「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく品種純度について、11種類187点の検査を行った。この結果、検査を終了した種類のうち基準に満たないものが2種類2点あった。 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第32条の規定に基づき、農林水産大臣の立入り等の指示はなかった。 遺伝子組換え種子の分析体制を確保するため、とうもろこし36点及びえだまめ12点を対象に混入実態のモニタリングに係る集取を行った。 I S T A(国際種子検査協会)が実施するGMO熟練度テストについては、実施されなかった。 種苗検査担当者会議を開催し、業務上の問題点等の解決のための検討を行った。この結果を踏まえ、指定種苗の店頭検査、集取種子及びE C向け輸出野菜種子の公的管理に関する検査における留意点についての情報の共有化を行うなど、業務の改善を図った。 純度検査研修を開催し、検査実施上の問題点等についての検討、情報等の共有化を行い業務の改善を図った。 依頼検査におけるサンプリングについて、技術研修を実施した。 指定種苗種子検査担当者を対象として、2種類の種子について発芽検査のレフリーテストを実施し、成績不良者に対しては技術指導を行った。 I S T Aが行う熟練度テストに参画し、3回(うち1回は任意参加)のテストにおいてA評価を得た。また病害1回について実施し、I S T Aに報告した。 事案発生ごとに速やかに農林水産省に報告するとともに、指定種苗の検査の際に集取した種子のうち、発芽率が極端に低いもの6点について、検査結果の判明後、直ちに報告した。 | <p><評価に至った理由> ・指定種苗の検査については、全ての項目について年度計画を達成している。 ・依頼検査については、年度計画を達成しており、なかでもI S T Aの熟練度テストではA評価を得るとともに、検査対象病害種類の拡大については目標1種類に対して3種類の拡大を図った実績は評価できる。 ・国際協力については、年度計画を達成するとともに、職員がI S T Aの理事を担っており、積極的な国際貢献が行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・民間の検査機関等から成る種子検査のネットワークを構築し、その中核となることを期待する。</p> | |

| | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|---|--|
| <p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施</p> | <p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施</p> | <p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施</p> | <p>試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼があった日から50日以内に検査結果の報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。 ・依頼者からの要望に沿った種子伝染性病害に対し、調査研究結果を踏まえ、検査対象病害を1種類以上拡大する。 ・種苗業者がECナショナルカタログへ品種登録した野菜種子の事後検定について年次計画に基づき実施し、農林水産省に報告する。また、OECD種子制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼があった場合には的確かつ迅速な検査を実施し、検査結果を報告する。 ・ISTA等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。また、ISHI（国際健全種子推進機構）が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・依頼検査は、全て本所で実施している。国内外の種子検査 454 件 1,665 点種苗及びその生産ほ場の土壌の放射性物質測定検査 5 件 15 点の依頼があり、いずれも依頼のあった日から 50 日以内に検査結果報告を行った。 ・福島第一原子力発電所の事故に対して、種苗についても食品と同じように輸出先国や取引先から放射性物質汚染についての証明が求められたことから、事故の起こった日以前に収穫されたものであること等の生産履歴に関する証明書を 18 件 28 点について発行した。 ・26 年度において顧客満足度調査を実施した結果、①現在の依頼検査項目で十分とする回答が 87.8%、②15 種類の種子病害検査で普通もしくは満足しているが 73.7%であった。 ・依頼検査（病害）に対する要望は、①CGMMV、PSTVd 検査の実施、②ニンジン、トマト、ウリ科及びアブラナ科野菜等の対象病害の拡充等であった。 ・依頼者からのクレームはなかった。 ・種子伝染性病害の検査要請に対応し、調査研究の成果を踏まえ、ウリ科野菜のCGMMV、ダイコンの <i>Phoma lingam</i>（根朽病菌）及び黒斑病の3種類を検査対象に追加した。また、トウガンの果実汚斑細菌病を対象病害に追加した。 ・年次計画に基づき、13 種類のEU向け輸出野菜種子について記録の作成状況及びサンプルの保管状況の検査を行った。また、11 種類 70 品種について事後検定を実施し、検定結果を速やかに農林水産省に報告した。 ・輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼はなかった。 ・農林水産省からの要請に基づき、ISTAの総会に日本代表として職員を派遣するとともに、同理事會に職員を理事として出席させ、ISTAの運営に参画させた。また、ISHIの会議に職員を出席させ、世界における病害検査についての情報を収集した。 | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|---|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 第2-3 | 種苗生産業務の質の向上 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 農業・農村における6次産業化の推進 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人種苗管理センター法 第十条三 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|-----------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| 春植用ばれいしょ原種の生産計画達成率 | 100.0% | 110.6% (22年度) | 103.7% | 107.4% | 103.4% | 104.9% | 102.4% | | 予算額（千円） | 56,506 | 55,717 | 55,105 | 55,400 | 54,846 |
| 秋植用ばれいしょ原種の生産計画達成率 | 100.0% | 81.7% (22年度) | 103.3% | 101.5% | 109.5% | 148.7% | 92.3% | | 決算額（千円） | 251,063 | 271,603 | 241,044 | 251,778 | 288,009 |
| 春植用さとうきび原種の生産計画達成率 | 100.0% | 98.1% (22年度) | 98.1% | 54.0% | 115.7% | 65.5% | 83.6% | | 経常費用（千円） | 1,090,213 | 1,223,594 | 998,219 | 1,059,263 | 1,115,574 |
| 夏植用さとうきび原種の生産計画達成率 | 100.0% | 100.4% (22年度) | 79.9% | 57.5% | 108.3% | 84.6% | 80.9% | | 経常利益（千円） | 1,090,213 | 1,223,594 | 998,219 | 1,059,263 | 1,115,574 |
| ばれいしょ原種の配布申請時から配布開始までの期間 | 1.5月以内 | 秋植用 1.7月 (22年度) | 1.3月 | 1.3月 | 0.3月 | 0.5月 | 0.3月 | | 行政サービス実施コスト（千円） | 938,196 | 1,072,710 | 794,527 | 857,183 | 1,042,335 |
| | | 春植用 1.7月 (22年度) | 0.6月 | 0.3月 | 0.3月 | 0.7月 | 0.3月 | | | | | | | |
| さとうきび原種の配布申請時から配布開始までの期間 | 2.0月以内 | 夏植用 1.4月 (22年度) | 1.4月 | 1.0月 | 0.3月 | 0.3月 | 0.1月 | | 従事人員数 | 113.5 | 113.5 | 109 | 109 | 112 |
| | | 春植用 1.2月 (22年度) | 1.4月 | 1.0月 | 0.2月 | 0.5月 | 0.3月 | | | | | | | |
| ばれいしょ原種の収穫直前の検定における病害罹病率 | 0.1%未満 | 秋植用 0.00% (22年度) | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | | | | | | | |
| | | 春植用 0.00% (22年度) | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | | | | | | |
| さとうきび原種の収穫直前の | 0.1%未満 | 夏植用 0.04% (22年度) | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 検定における病害罹病率 | | 春植用 0.01% (22年度) | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | | | | | | | | |
| ばれいしょ原原種の萌芽率 | 90.0%以上 | 秋植用 94.6% (22年度) | 98.4% | 99.1% | 94.8% | 99.8% | 94.7% | | | | | | | | | |
| | | 春植用 98.6% (22年度) | 98.3% | 98.7% | 99.4% | 98.9% | 99.6% | | | | | | | | | |
| さとうきび原原種の萌芽率 | 90.0%以上 | 夏植用 89.0% (22年度) | 98.2% | 98.1% | 97.0% | 93.9% | 95.6% | | | | | | | | | |
| | | 春植用 97.3% (22年度) | 98.3% | 98.3% | 96.1% | 92.3% | 95.8% | | | | | | | | | |
| ばれいしょ原原種配布先アンケート結果顧客満足度 | 5段階評価の4.0以上 | 春植用 4.1 (22年度) | 4.0 | 3.9 | 3.8 | 3.8 | 3.5 | | | | | | | | | |
| | | 秋植用 2.9 (22年度) | 4.3 | 4.2 | 4.0 | 4.3 | 4.2 | | | | | | | | | |
| さとうきび原原種配布先アンケート結果での顧客満足度 | 5段階評価の4.0以上 | 春植用 4.4 (22年度) | 4.1 | 4.0 | 4.3 | 4.5 | 4.2 | | | | | | | | | |
| | | 夏植用 3.7 (22年度) | 3.9 | 3.7 | 4.4 | 4.3 | 4.3 | | | | | | | | | |
| そばの予備貯蔵量 | 15 トン | 30 トン (22年度) | 16 トン | 16 トン | 15 トン | 23 トン | 19 トン | | | | | | | | | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
|--|--|--|--|---|--|---|
| | | | | | 評定 | B |
| ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 需要に即した原原種の安定供給 | ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 需要に即した原原種の安定供給 | ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 需要に即した原原種の安定供給 | <p><評価の視点> 種苗生産業務の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産配布計画に基づき、以下のとおり生産し、需要に応じた供給を行う。 平成28年春植用ばれいしょ原原種 65, 215袋 平成28年秋植用ばれいしょ原原種 2, 680袋 平成28年春植用さとうきび原原種 1, 305千本 平成28年夏植用さとうきび原原種 1, 461千本 | <p>評定 B 業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第2-3参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年春植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量65,215袋に対し、83品種66,784袋(102.4%)を生産した。 ・7月に北海道の農場で、ジャガイモ黒あし病が発生したことから感染の疑いがある4品種について出荷停止を含む配布の調整を行い、その結果、配布数量は当初の需要数量を2,607袋下回った。なお、配布は申請のあった79品種で、数量の充足率は99.8%であった。 ・道県からの申請に基づき特別種苗として810袋を配布した。 ・ジャガイモ黒あし病の発生後は直ちに拡散防止に向けた対応として、病株の処分や発生ほ場の立ち入り制限、薬剤防除の強化などを実施するとともに、黒あし病の再発防止に向け、昨年度作成した対応方針を一部見直し、ほ場管理、栽培管理、収穫後の品質管理、出荷前の品質検査を強化するなどの措置を講じた。 ・27年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量2,790袋に対し、20品種2,575袋(92.3%)を生産した。当該の数量は、当初需要数量(2,477袋)を上回っており、需要に応じた供給量となっている。各県からの配布申請数量は2,348袋であり、申請のあった20品種2,342袋(99.7%)を配布した。なお、申請に対し1品種が申請数量を満たすことはできなかったが、これは県からの申請(作付前)に基づく当初需要数量に対し、県からの申請数量(収穫後)が増加したことによるものであり、関係する県及び採種団体にも説明し了承を得た。 ・28年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量2,680袋に対し、21品種2,680袋(100.0%) | <p><評定に至った理由> <ul style="list-style-type: none"> ・春植え用ばれいしょにおいては、一部の農場において黒あし病が発生したことや、原原種品質調査においてウイルス病が確認されるなど困難な生産状況であったが、直ちに対応方針に従い対策を開始し、情報開示、関係機関への周知、対応策の実施等、適切な対応が行われている。 ・さとうきびにおいては天候不順や台風の連続襲来による倒伏被害が発生する状況であったが、適切な危険率設定により配布申請数量は100%充足されている。 ・ジャガイモシロシストセンチュウの発生に対しいち早く抵抗性候補品種の無病化に着手したこと、拡大が懸念されるジャガイモモップトップウイルスの検定を実施したことなど、新たな病害に対して適切に対応している。 </p> | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|
| | | | <p>・種ばれいしょに係る標準検査手順書等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、原原種の収穫直前の検定における病害罹病率を0.1%未満とする。</p> <p>さらに、農場の周辺環境の浄化等によりウイルス病の感染防止を徹底するとともに、ジャガイモモップトップウイルス（PMTV）について、原原種の品質調査を実施する。</p> <p>なお、26年度に発生が確認された黒あし病の再発防止に向け、27年3月に策定した「種苗管理センターにおける黒あし病への対応方針」に沿って、ほ場管理、栽培管理、収穫後の品質管理、品質検査等を実施する。</p> <p>また、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。</p> <p>・ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養母本を更新する品種についてほ場における生態的特性を含めた品種特性の確認を行う。</p> <p>・加工食品用等新品種について、実需者等のニーズを踏まえ、急速増殖</p> | <p>の生産を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年春植用さとうきび原原種については、生産計画18品種1,305千本に対し、18品種1,091千本（83.6%）を生産した。鹿児島農場においては春から梅雨明けにかけては不順な天候であったものの概ね順調に生育した。沖縄農場においては7～8月に発生した台風の接近通過により、一部品種において断根、折損、側枝の伸長、メイチュウ類等の被害を受けた。このため、①台風接近前の剪葉処理や通過後のきび起こし等による生産回復対策、②収穫・配布時期を遅らせることによる生産量の確保、③夏植用原原種の残株を春植用として配布、④肥培管理の徹底等の対策を講じた。このことにより、生産数量は台風被害等を見越して設定した生産計画数量を下回ったものの、当初需要数量1,045千本は確保することができた。また、不足する品種については、速やかに沖縄県と連絡調整を行い、余剰品種による代替を行った。以上の結果、両県からの配布申請数量は1,010千本となり、申請のあった18品種について全量（100.0%）を配布した。 ・27年夏植用さとうきび原原種については、生産計画18品種1,502千本に対し、18品種1,215千本（80.9%）を生産した。生産数量は台風の被害等を見越して設定した生産計画数量（1,502千本）は下回ったものの、両県からの配布申請数量（1,145千本）については18品種全量（100.0%）を配布した。 ・ばれいしょ原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、27年秋植用及び28年春植用について、全ての農場、品種でそれぞれ0.1%未満であった。 ・出荷した原原種に関する品質調査において、一部品種でウイルス病を確認したことから、当該品種の配布先に対して原種生産に際しての注意喚起を行った。 ・周辺環境浄化対策として、農業改良普及センター等にパンフレットの配付や講演を行うとともに、各農場において周辺農家へ働きかけを強化したことで、環境浄化用種苗は11.7%増となった。 ・7月に北海道内の農場において、昨年に引き続き黒あし病が発生し、その後の出荷前の品質検査においても黒あし病菌が検出された。このため、本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げ、速やかに関係機関に連絡するとともに、拡散防止や再発防止に向けた対策を講じた。さらに、採種団体や試験研究機関等の関係者による「ばれいしょの黒あし病に関する検討会」を開催し、発生の経緯や要因分析、今後の対応方針を検討し、感染経路の解明に関する調査研究を行った。上記に加え、拡散防止に向けた対応として、病株の処分や発生ほ場の立ち入り制限、薬剤防除の強化などを直ちに実施した。また、黒あし病の再発防止に向け、昨年度作成した対応方針を一部見直し、ほ場管理、栽培管理、収穫後の品質管理、出荷前の品質検査を強化するなどの措置を講じた。 ・さとうきび原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、27年夏植用について、全ての農場、品種で0.1%未満であった。 ・春植用原原種の品質調査等において、ジャガイモモップトップウイルス（PMTV）検定を実施し、全ての品種において検出されなかった。 ・種ばれいしょに係る標準検査手順書に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、ばれいしょ原原種の萌芽率は以下のとおりであった。 27年秋植用ばれいしょ原原種：94.7% 28年春植用ばれいしょ原原種：99.6% ・さとうきび原原種生産配布技術指針に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、さとうきび原原種の発芽率は以下のとおりであった。 27年夏植用さとうきび原原種：95.6% 28年春植用さとうきび原原種：95.8% ・ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養変異をチェックするため原原種段階での比較栽培を実施した。また、品種の純粋性の維持を図る観点から培養系母本の元となる母塊茎の生態的特性を含めた特性確認調査を実施し、品種特性の確認を行った。 ・重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウの発生を受けて、緊急対応として同センチュウの抵抗性品種10系統を導入し、ウイルスフリー化に着手した。また、シロシストセンチュウ抵抗性を持つ新品種の早期開発と産地への普及を図るため、緊急に必要となる施設の規模・施設要件、用地等の検討を進め、27年度補正予算で北海道中央農場のミニチュウパーの緊急増殖施設の設置予算を確保した。 | |
|--|--|--|---|---|--|

| | | | | | | |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|--|---|--|
| | (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 | (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 | (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 | <p>によるミニチューバーを用いた原原種生産体系等により、通常より1年短縮して配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調整から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしょ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。 ・原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得るよう努める。 ・不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。 ・試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各道県で行われるばれいしょ種苗の需給協議会等に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される収穫・選別状況等を基に迅速に配布数量の決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のとおりであった。 27年秋植用ばれいしょ原原種：0.3か月 28年春植用ばれいしょ原原種：0.3か月 ・県で開催されるさとうきび種苗対策連絡会議に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される生産見込み報告を基に迅速に配布数量決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のとおりであった。 27年夏植用さとうきび原原種：0.1か月 28年春植用さとうきび原原種：0.3か月 ・26年度は、実需者からの意見や情報を収集することを目的に、「ばれいしょ原原種及び原原種生産に関する北海道連絡会」を継続して開催し、栽培管理や病害虫対策などの種いも生産を取り巻く状況について意見交換を行い、その結果を踏まえ、ほ場管理やウイルス病の後期感染対策を強化した。 ・原原種を配布した農協及び道県に対し、前年度に実施したアンケート調査結果を受け、評価点の低い項目及び指摘事項を全てピックアップし、その対応策について検討を行い、27年度改善計画を作成した。同計画に沿って、28年春植用として配布する原原種については、生育期間を通じて病害虫防除と病株・異常株等の抜き取りを徹底するとともに、農場周辺の環境浄化対策として種ばれいしょの更新者を増加させ、さらに従来から指摘のあった外観品質について、8月に開催された原原種配布打合せ会議において選別基準を確認するなど、業務の改善を実施した。 ・また、27年度においても原原種ほに黒あし病が発生・検出されたことから、本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げ、速やかに関係機関に連絡するとともに、拡散防止や再発防止に向けた対策を講じた。さらに、採種団体や試験研究機関等の関係者による「ばれいしょの黒あし病に関する検討会」を発足し、発生の経緯や要因分析、今後の対応方針を検討し、感染経路の解明に関する調査研究を実施した。 ・ばれいしょ原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。 27年春植用ばれいしょ原原種：3.5 27年秋植用ばれいしょ原原種：4.2 ・27年春植用ばれいしょ原原種の顧客満足度が低かった理由は、貯蔵中の萎びや腐敗、配布した原原種の一部に小粒塊茎、傷、打撲等の規格外品の混入及び植付け後の不萌芽が発生したためである。このため、各農場において改善計画を策定し、指摘があった事項等への改善に取り組むとともに、ウイルス病対策として農場周辺の農家ほ場のウイルス病徴株抜き取りへの協力依頼や、環境浄化用種苗の配布の拡大に取り組むなど、アンケート調査結果で4.0以上を得るよう努めている。 ・さとうきび原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。 27年春植用さとうきび原原種：4.2 27年夏植用さとうきび原原種：4.3 ・27年度は、ばれいしょ原原種で13件のクレームがあり、本所と農場との連絡を密にし、各農場に適時適切な指示を行うとともに、確認シートにより必要事項を確認しつつ現地に向いて丁寧に対処した結果、クレームの相手方の了解を得ることができた。 ・なお、27年度はさとうきび原原種のクレームはなかった。 ・輪作体系に組み入れられていない草地について、不測時にばれいしょほ場へ転換できるよう管理を行うとともに、農林水産省防災業務計画に基づき、ばれいしょ69.2トン及び予備貯蔵終了後のそば19.4トンの備蓄を行った。 ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関と新品種の品種特性、病害検定等に係る情報交換を行った。また、試験研究機関等からの申請に対し調査用種苗の提供を以下のとおり行った。 27年秋植用ばれいしょ：890kg 28年春植用ばれいしょ：8,830kg 27年春植用さとうきび：5,630本 27年夏植用さとうきび：0本 ・ばれいしょ加工適性研究会に出席し、普及が見込まれる有望系統の情報収集に努めた。 ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関からばれいしょ及びさとうきびの有望育成系統を受け入れ、母本の無病化、増殖特性の確認を以下のとおり行った。 | |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|--|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、フレコンバックによる配布を行う。 ・原原種生産担当者会議を開催し、業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、研修計画に基づいて専門技術研修を行う。 ・農林水産省に原原種の配布実績等について定期的に報告するとともに、当該作物に係る各地域の情報を収集し、随時提供する。 ・輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵（予備貯蔵量15トン／年度）を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。 ・公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等及び災害復旧復興のための畑作物等の種苗を生産し、配布する。 | <p>ばれいしょ受入数：無病化16系統、増殖特性確認20系統 さとうきび受入数：無病化11系統、増殖特性確認14系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小粒種いもの生産・配布について、道県の申請に応じ、選別による規格分けにより「コナフブキ」の小粒（30g～60g）76袋を配布した。また、フレコンバックでの配布要望のあった一部の品種について205.9トン（10,294袋相当）を配布した。 ・種苗生産担当部長等会議を開催し、品質管理に関する点検・評価を実施するとともに、黒あし病に関する対応方針を検討した。 ・ミニチューバー生産現地検討会を開催し、ばれいしょの安定供給、品質向上、品種特性確認等について検討を行った。 ・研修計画に基づき、種苗生産専門技術研修（さとうきび）を実施するとともに、黒あし病のPCR検査に関する技能確認研修を実施した。 ・重要病害虫に対する危機管理体制を強化するため、ジャガイモシストセンチュウ発生模擬訓練を実施した。 ・原原種配布終了後、作期ごとに各農場からの配布実績報告書を取りまとめ、定期的に農林水産省に報告を行うとともに、原原種の生産及び配布により得られた情報について随時農林水産省に報告した。 ・種苗管理センター災害対策用雑穀種子配布運営要領に基づき、災害時の代作用種子として輪作ほ場を活用してそばを生産し、15.0トンの予備貯蔵を行った。 ・北海道からの申請に基づき、災害対策用そば種子13.1トンを配布した。 ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所からの要請に応じ、同研究所が育成したカンキツ新品種の早期普及を図るため、同研究所から委託事業「カンキツ新品種母樹増殖」を受託し、雲仙農場においてカンキツ2品種の母樹増殖を開始した。 | |
|--|--|--|---|--|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|
| 第2-4 | 調査研究業務の質の向上 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 農業・農村における6次産業化の推進 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人種苗管理センター法 第十条四 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------|------------------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| DNA品種識別マニュアル作成及び妥当性確認 | 6種類程度 | － | 0種類 | 0種類 | 1種類 | 2種類 | 3種類 | 予算額（千円） | 45,831 | 45,191 | 44,694 | 44,933 | 44,484 |
| | | | | | | | | 決算額（千円） | 22,963 | 22,894 | 18,744 | 17,642 | 12,609 |
| | | | | | | | | 経常費用（千円） | 76,928 | 72,118 | 50,125 | 54,951 | 44,220 |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | 76,959 | 72,128 | 50,125 | 54,951 | 44,220 |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 76,959 | 72,116 | 50,125 | 54,951 | 42,622 |
| | | | | | | | | 従事人員数 | 7 | 6 | 5 | 5 | 4 |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| 業務に係る技術に関する調査及び研究 （1）「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 | 業務に係る技術に関する調査及び研究 （1）「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 | 業務に係る技術に関する調査及び研究 （1）「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 | <p><評価の視点> 調査研究業務の質を向上させること。</p> <p>・りんご、ばれいしょ及びパイナップルのDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内での妥当性確認を行う。</p> | <p>評価 B 業務実績：－</p> <p>・りんご、ばれいしょ及びパイナップルについて、妥当性評価の作業手順を構築するための試験を実施し、「品種識別マニュアル」を作成した。</p> <p>・ホームページに試験研究機関の最新の技術開発状況を掲載した（パイナップル1件）。</p> <p>・りんごについて、「品種識別マニュアル」に従い、農林水産省の「登録品種の標本・DNA保存等委託事業」で保存している凍結乾燥葉試料から5品種を選定して試験室内妥当性確認を実施した。この結果を基に10マーカーによる「品種識別作業書」を作成し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物に追加した。</p> <p>・パイナップルについて、「品種識別マニュアル」に従い、5品種の凍結乾燥葉試料を用いて試験室内妥当性確認を実施した。この結果を基に13マーカーによる「品種識別作業書」を作成し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物に追加した。</p> <p>・ばれいしょについて、「品種識別マニュアル」に従い、5品種の凍結乾燥葉試料を用いて試験室内妥当性確認を実施した。この結果を基に7マーカーによる「品種識別作業書」を作成し、DNA分析による品種類似性試験の対象植物に追加した。</p> | <p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての項目において評価指標を達成している。 DNA品種識別技術については、対象とした3作物について、妥当性確認を終了し品種類似性試験の対象植物へ追加している。 種子伝染性病害の調査についても、対象病害について依頼検査に追加し実用化している。 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| <p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立</p> <p>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</p> | <p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立</p> <p>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</p> | <p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立</p> <p>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</p> | <p>・農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化を行い、マニュアル化する。</p> <p>・ウリ科果実汚斑細菌病の種子検査法について、トウガン種子に適用できる手法に関する調査を行うほか、スイカ緑斑モザイクウイルス（CGMMV）の種子検査法に関する調査を行う。</p> <p>・ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術の高度化及び器内培養苗の効率的培養に関する調査並びにさとうきび側枝苗を用いた生産技術の高度化に関する調査を行う。</p> <p>・ジャガイモやせいもウイロイド（PSTVd）及び輪腐病の検定手法の実用化に関する調査を行う。</p> <p>また、黒あし病菌の感染経路の解明、耕種的防除の確立に向けた調査を行う。</p> | <p>・該当なし。</p> <p>・ウリ科果実汚斑細菌病について、トウガン果実に病原細菌を接種して汚染種子を作成し、健全種子2,500粒にこの汚染種子を1粒混入させた集団で増菌（Sweat-bag Seedling法）を行った。そこから回収した混和液を用いて、変法 AacSM選択培地及びLAMP法により病原細菌の検出を行い、少なくとも約10CFU未満の汚染種子を混入させた区でも安定して病原細菌を検出できた。この成果を基に、トウガンを同病種子検査の対象作物に追加した。</p> <p>・スイカ緑斑モザイクウイルス（CGMMV）について、同ウイルス感染メロン種子を作成し、健全種子100粒に汚染種子1粒を混入させた集団からISTAルールのELISA法により安定してウイルスを検出できた。この成果を基に、CGMMVを依頼検査の対象病害に追加した。</p> <p>・ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術について</p> <p>(1) 栽培方式による増殖率の比較調査</p> <p>ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術について、男爵薯（早生）、ニシユタカ（中生）、デジマ（中晩生）の3品種を用いて養液栽培（腐恋方式）、エアロポニックス及び2方式折衷方式のミニチューバー増殖率を調査し、過去5年間のデータと比較した。その結果、エアロポニックスの増殖率が高いと考えられた。</p> <p>また、ワセシロ（早生）、ニシユタカ（中生）、デジマ（中晩生）の3品種を用いて、培養苗、培養苗と生育を揃えたマイクロチューバー萌芽苗をそれぞれ養液栽培の苗として定植し、増殖率比較を行った。その結果、デジマでマイクロチューバー萌芽苗を使った方が増殖率が高かったが、他の2品種では有意差が見られなかった。今後、マイクロチューバーの大きさの影響や、より多くの品種適性を確認する必要がある。</p> <p>このほか、夏期高温によると考えられる塊茎表皮生理障害が問題となっているシンシアについて、根の近辺に設置したチューブ内に湧水を流すことによる根部冷却により障害軽減と増収効果があることを確認した。</p> <p>(2) パーミキュライト培地厚の低減による増殖率向上の実証調査</p> <p>パーミキュライト培地厚を約1～2cmとして、前年度に引き続き一部施設で日長操作を行いミニチューバー生産の実証調査を実施し、栽培期間・増殖率について過去のデータと比較した。この結果、10g以上のミニチューバー生産量は、これまでに最も収量の多かった前年度に次いで多く、計画収量に達するまでの栽培期間は最短であった。</p> <p>また、コスト比較を含めた取りまとめを行い、ミニチューバー生産マニュアルを作成した。</p> <p>(3) 器内培養苗の効率的培養に関する調査</p> <p>蛍光灯の代替光源としてLEDを用いて、培養苗の節間が短い「とうや」を供試し、遠赤色光の節間伸長効果の検証と最適なR/FR比の調査を実施した。その結果、R/FR比の違いによる節間伸長の効果が示唆されたが、さらなる検討が必要である。</p> <p>また、LED（赤・青・遠赤混色）照明下で3か月間継代培養を行い、長期間のLED照射の影響確認と蛍光灯との増殖効率比較を行った。その結果、LEDは蛍光灯と同等以上の増殖率であるとともに形態的異常は観察されず、蛍光灯の代替光源となり得ることが示唆された。</p> <p>・さとうきびの母木の1節苗形態による側枝苗生産方法について、27年度は主要6品種を供試し、増殖率の向上と安定を目的に、前年度使用した根切りシートを取りやめることで排水性改善を図るとともに、パーミキュライト・パーライト混合培地とパーライト単用培地の比較と遮光シートによる高温障害防止効果等の調査を実施した。その結果、混合培地で発根と側枝苗の生育が良好であり、また、一部の品種では増殖率も高かった。また、遮光シートにより室内は40℃以下に抑えられた。このほか、肥効が長期間持続する被覆肥料の使用により、毎週の施肥作業が不要となり、大幅な省力化が図られた。</p> <p>また、これまでの調査結果等から本法が現行法（地上部6節の母木法）と比べ短期間で苗揃いが良く採苗できるとともに生産量も1.5倍となることが確認できたことから緊急増殖のための側枝苗生産マニュアルを作成した。</p> <p>・ジャガイモやせいもウイロイド（PSTVd）については、文献調査により従来のプライマーで検出できないポスピウイロイド属2種に特異的なプライマー情報を得た。</p> <p>・トマト種子からのPSTVd検出について、これまでの成果を基にマニュアルを作成した。</p> <p>・輪腐病の調査は、黒あし病の調査を優先するため、本年度は中止とした。</p> <p>・黒あし病については、農林水産省の農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業「健全種ばれいしょ生産のためのジャガイモ黒あし病の発生要因の解明と高度診断法の開発」に参画し、同事業の実施計画に従い、農研機構北海道農業研究センター、北海道立総合研究機構十勝農業試験場等との共同研究</p> |
|--|--|--|--|---|

| | | | | | | |
|--|---------------|---------------|---------------|---|---|--|
| | (4) 調査研究能力の向上 | (4) 調査研究能力の向上 | (4) 調査研究能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 調査研究実施者による検討会を開催するとともに、調査研究課題に関連する研究会、シンポジウム等へ参加する。 | <p>を実施中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ関係の調査研究実施者による成果発表・検討会を北海道中央農場で開催し、関係者と情報交換を行ったほか、本所においても調査研究実施者による成果発表会を行った。 日本DNA多型学会、植物病害診断研究会、サトウキビ試験成績発表会等に参加して情報収集を行ったほか、黒あし病菌検出技術研修を受講した。 | |
|--|---------------|---------------|---------------|---|---|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 第2-5 | 種苗に係る情報の提供等 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 農業・農村における6次産業化の推進 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人種苗管理センター法 第十条五 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|------|------------------------|------|------|------|------|-----------------------------|-----------------|------|------|------|------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| アグリビジネス創出フェアにおける来場者数 | － | － (参加実績なし) | 206人 | 496人 | 542人 | 605人 | 920人 | 予算額(千円) | | | | |
| 外国からの派遣要請に基づく職員の派遣実績 | － | 2人 | 7人 | 5人 | 9人 | 5人 | 2人 | 決算額(千円) | | | | |
| 外国からの要請に基づく研修員の受入実績 | － | 56人 | 35人 | 89人 | 49人 | 15人 | 1人 | 経常費用(千円) | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益(千円) | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト(千円) | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数(人) | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評定 | B |
| <p>種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導</p> <p>(1)栽培試験に係る情報の収集及び整理を行い、品種登録出願者への情報提供の充実を図る。</p> <p>(2)農山漁村の6次産業化を推進する観点から、センター</p> | <p>種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導</p> <p>(1)栽培試験に係る情報の収集及び整理を行い、品種登録出願者への情報提供の充実を図る。</p> <p>(2)農山漁村の6次産業化を推進する観点から、センター</p> | <p>種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導</p> <p>(1)栽培試験に係る情報の収集及び整理を行い、品種登録出願者への情報提供の充実を図る。</p> <p>(2)農山漁村の6次産業化を推進する観点から、センター</p> | <p><評価の視点></p> <p>種苗に係る情報提供の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。 | <p>評定 B</p> <p>業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第2-5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 種苗管理センターのホームページにおいて、栽培試験業務の概要及び主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場を示すとともに、栽培試験における種苗の送付形態等の情報について、新たに51種類の情報を追加し閲覧できるようにした。また、農林水産省品種登録ホームページとのリンクにより、種類別審査基準等の情報を提供した。 6次産業化の促進に向けた在来品種の活用に関する相談7件に対して、商品開発、種苗の入手先情報等のアドバイスを行った。 農林水産省が主催したアグリビジネス創出フェア2015において、6次産業化を支援するため、品種保護活用相談窓口を会場に設置し、センターが生産配布しているばれいしょ原原種79品種及び在来品種を展示し、これらを参考に6次産業化への活用事例の紹介等を行った。 | <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 種苗に関する総合的な知見を活かして、講演や研修、技術指導等、広く情報提供が行われており、全ての評価項目において評価指標を達成している。 ばれいしょやさとうきびの品種について、種苗を生産する観点からの情報提供・講演を行うなど、専門性を活かした情報提供が行われている。 | B |

| | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|
| <p>が保有するリファレンスコレクション等について、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 種苗業者に対し、技術講習会の開催等により、技術指導を行う。</p> <p>(4) ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供を行う。</p> <p>(5) 調査研究成果について、専門誌、ホームページ等での情報提供を行う。</p> <p>(6) 外国からの専門家派遣要請に基づき、職員を当該国へ派遣し、技術指導を行う。また、海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p> | <p>が保有するリファレンスコレクション等について、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 種苗業者に対し、技術講習会の開催等により、技術指導を行う。</p> <p>(4) ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供を行う。</p> <p>(5) 調査研究成果について、専門誌、ホームページ等での情報提供を行う。</p> <p>(6) 外国からの専門家派遣要請に基づき、職員を当該国へ派遣し、技術指導を行う。また、海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p> | <p>が保有するリファレンスコレクション等について、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 種苗業者に対し、技術講習会の開催等により、技術指導を行う。</p> <p>(4) ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供を行う。</p> <p>(5) 調査研究成果について、専門誌、ホームページ等での情報提供を行う。</p> <p>(6) 外国からの専門家派遣要請に基づき、職員を当該国へ派遣し、技術指導を行う。また、海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。 センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行うとともに、採種関係者との意見交換、情報共有を目的にした連絡会を開催する。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。 センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。 プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、農林水産省及び独立行政法人国際協力機構と協力しながら海外研修員の受入れ及び研修を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 昨年から要望の多かったウリ科野菜のCGMMV、ダイコン黒斑病及び <i>Phoma lingam</i> については、今年度に依頼検査項目に追加し、種苗管理センターのホームページに掲載した。 依頼検査を開始したキャベツ黒すす病及びダイコン黒斑病の検査方法、依頼検査項目で根朽病と果実汚斑細菌病に関する検査対象作物の拡大について、種苗管理センターのホームページに掲載した。 種苗業者1社からの依頼により、発芽試験の手法及び判定方法について2名に対して講義及び実習を行った。 種苗業者2社からの依頼により、種子伝染性病害の検査法について2名に対して講義及び実習を行った。 植物防疫所等からの依頼により、種子伝染性病害、種子検査における国際情勢について3回講演を行った。 種苗管理センターのホームページに次の事項を引き続き掲載し、必要に応じ内容を更新した。 新品種紹介パンフレット ばれいしょ品種の形態及びウイルスの病徴 ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種アンケート調査結果 種ばれいしょの検定結果 シストセンチュウ検診結果 PMTV春植用原原種等の調査結果 配布先調査や各地で開催された講習会等において、病害検定技術等について指導を行うとともに、採種団体等との情報共有を図る観点から、「ばれいしょ原原種及び原種生産に係る北海道連絡会」を開催し、栽培管理、検定技術等に関する意見交換を2回行った。 さとうきびについては、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを春植用の出荷に合わせて配付した。 調査研究成果を日本DNA多型学会、日本育種学会・日本作物学会北海道談話会、日本植物病理学会で発表したほか、雑誌に掲載した。 27年度調査研究実績報告を作成し、そのうち重点調査研究課題の成果についてホームページに概要を掲載した。 JICAからの要請に基づき、各プロジェクトの専門家及び調査団員として延べ5名の職員を派遣した。また、その他海外の機関からの要請を受けて、研修の講師等として2名の職員を派遣した。 JICAからの要請に基づき課題別集団研修や国別研修を実施するとともに、その他の要請に基づき、延べ53名の研修員を受け入れた。 | |
|---|---|---|---|--|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 第2-6 | 遺伝資源業務の質の向上 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 農業・農村における6次産業化の推進 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人種苗管理センター法 第十条3 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 栄養体保存点数 | － | 11,144点 | 11,301点 | 11,138点 | 11,185点 | 11,235点 | 11,268点 | 予算額（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 種子再増殖点数 | － | 901点 | 816点 | 636点 | 633点 | 744点 | 704点 | 決算額（千円） | 9,107 | 9,562 | 7,653 | 9,253 | 7,258 |
| 特性調査点数 | － | 21,754点 | 20,054点 | 14,355点 | 10,652点 | 11,916点 | 12,338点 | 経常費用（千円） | 262,273 | 237,456 | 257,200 | 239,062 | 239,646 |
| 小麦播性点数 | － | 3,000点 | 3,000点 | 3,000点 | 3,000点 | 3,000点 | 3,285点 | 経常利益（千円） | 262,273 | 237,456 | 257,200 | 239,062 | 239,646 |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 219,053 | 198,098 | 218,091 | 198,609 | 215,978 |
| | | | | | | | | 従事人員数（人） | 23 | 23 | 23 | 24 | 25 |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|---|--|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 | 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 | 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 | <評価の視点> 遺伝資源業務の質を向上させること。 ・国立研究開発法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、遺伝資源の保存に関 | 評価 B 業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第2-6参照 ・平成27年度農業生物資源ジーンバンク事業計画に基づき、植物遺伝資源の栄養体として、新規6種56点、植物遺伝資源の保存は11,268点（対計画比99.8%）、種子再増殖704点（同99.2%）、特性調査点数12,338点（同92.1%）、小麦及び大麦の播性調査3,285点（同109.5%）を実施。また、植物遺伝資源をジーンバンクからの依頼に基づき、24件110系統を配布した。 | <評価に至った理由> ・栄養体保存、種子再増殖については年度計画点数を若干下回ったが、これは、 ○年度計画作成時の受入要望点数に対して、実際の依頼点数が減少したこと ○種子再増殖の際、適切な栽培時期や適地などの品種特性が不明な品種は、慣行栽培を行うこととしているが、栽培条件が適合せず結実しない品種があったことなどで、種苗管理センターの管理が不適切によるものではない。 ・その他の項目においては評価指標を達成し | |

| | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|--|-------------|
| <p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組</p> | <p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組</p> | <p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組</p> | <p>する調査等を行う。その実施に当たっては、重要度の高い植物について、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、二重保存を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源担当者会議を開催し、遺伝資源保存業務遂行上の問題点の早期解決のための検討を行う。また、研修計画に基づき専門技術研修を実施するとともに、専門家等から意見を聴取し、2種類の栽培・特性調査マニュアルを作成する。 ・ 国立研究開発法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしょについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。 ・ 農林水産省の海外遺伝資源の利用促進に関する事業について情報収集する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗管理センターでは栽培管理の難しい植物、滅失のおそれのある植物、他のサブバンク等で保存していない植物を「重要度の高い植物」として農場内で自主的に管理を強化し、延べ20種2,560点（昨年比：1種増213点減）について農場内で二重保存を実施した。 ・ 遺伝資源専門技術研修及び同担当者会議を開催し、業務の点検評価を実施するとともに、品質マニュアルに基づく手順書に沿った保存増殖業務の進行管理や現存確認などの各作業進捗状況を確認した。 ・ また、栽培・特性調査マニュアルについては、27年度はきく及びひえの2植物のマニュアルを作成した。 ・ 委託はなかった。 ・ 海外遺伝資源の利用促進に関する事業の一環として、「ABS講習会」、「植物品種保護戦略フォーラム」及び「遺伝資源相談会」に職員を出席させ、生物多様性条約（CBD）、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）等に関する情報を収集した。 | <p>ている。</p> |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|--|-------------|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------------|-----------------------|----------------------|
| 第3-1 | 経費（業務経費及び一般管理費）節減 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| 一括調達の実績 | — | 5件 32,406千円 | 6件 30,891千円 | 3件 21,952千円 | 4件 15,670千円 | 6件 38,725千円 | | |
| 機器等のレンタル実績 | — | 26件 3,985千円 | 18件 2,806千円 | 14件 2,907千円 | 18件 2,451千円 | 15件 2,756千円 | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|--|--------|--|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評定 | B |
| 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る | 経費(業務費及び一般管理費)節減に係る取組 第3-1 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 平成23年度～平成27年度予算(略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画(略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画(略) | 経費(業務費及び一般管理費)節減に係る取組 第3-1 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 平成26年度予算(略) 2 収支計画 平成26年度収支計画(略) 3 資金計画 平成26年度資金計画(略) | | 評定 B 業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第3-1～4参照 ・支出の節減に当たり、次の事項に積極的に取り組んだ。 ・契約について、競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所対応可能な契約は、全て本所で実施することにより効率化を図った。 また、前年度に引き続き農業資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめ、計画的な契約を行った。 ・水道光熱費及び通信運搬費について、継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供を行い、節減意識を高め効率化を図るとともに、宿泊パックの原則利用による出張旅費の節減に努めた。 ・施設整備費補助金による工事3件及び農場等集約整備経費で施工した工事4件について、全て工事契約を自主施工とした。 ・各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより有効利用を図った。 | <評定に至った理由> ・競争入札の推進、資材の計画的な契約、施設整備の自主施行、遊休機械の有効利用など節減に係る取組が継続的に行われており、運営費交付金は効率的に使われている。 | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
|------------|

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 第3-2 | 法人運営における資金の配分状況 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------------|------|------|------|------|------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|--|--------|--|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る | 経費(業務費及び一般管理費)節減に係る取組 第3-2 法人運営における資金の配分状況 1 予算 平成23年度～平成27年度予算(略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画(略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画(略) | 経費(業務費及び一般管理費)節減に係る取組 第3-2 法人運営における資金の配分状況 1 予算 平成26年度予算(略) 2 収支計画 平成26年度収支計画(略) 3 資金計画 平成26年度資金計画(略) | | <p>評価 B</p> <p>業務実績：—</p> <p>・事業費の配分については、合理性、効率性の観点から予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、実行予算の計画を作成した。また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査し配分した。</p> | <p><評価に至った理由></p> <p>・予算配分の考え方を作成し、業務量とその実施状況を勘案して予算実行計画が作成されている。また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、センター予算全体を調整した上で配分する方式により、選択と集中が可能となっている。</p> | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
|------------|

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 第4 | 短期借入金の借入に至った理由等 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------------|------|------|------|------|------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|---|--------|--|-----------|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | — |
| — | 短期借入人の限度額 4億円 (想定される理由) 運営費交付金の受け入れの遅延又は自己都合退職等による退職手当の不足。 | 短期借入人の限度額 4億円 (想定される理由) 運営費交付金の受け入れの遅延又は自己都合退職等による退職手当の不足。 | — | 評価 — 業務実績：— ・短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。 | — | — |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
|------------|

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 第5 | 不要財産の処分等に関する計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------------|------|------|------|------|------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|---|--------|---|-------------------------------------|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| — | ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。 | ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。 | — | 評価 B 業務実績：— ・ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、原状回復（更地）することとなっている。 しかしながら、原状回復（更地）するには相当の費用が必要なため、不要施設の解体予算を確保し借地を更地にした上で、段階的な借地の返還を進めることとする。 | <評価に至った理由> ・対応方針に基づいた検討が進められている。 | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------------|-----------------------|----------------------|
| 第6 | 重要な財産の譲渡等の計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------------|------|------|------|------|------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|--|--------|---|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| — | 金谷農場牧之原分室(静岡県牧之原市、13,470.65㎡)を売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入により業務に必要な施設、機械等を整備する。 | 金谷農場牧之原分室(静岡県牧之原市、13,470.65㎡)の売却収入等により、センター業務を引き続き円滑に実施するための業務に必要な施設、機械等を整備する。 | — | <p>評価 B 業務実績：—</p> <p>・金谷農場牧之原分室敷地の売却収入等による栽培試験業務に必要な施設、機械等の整備については、整備計画書を作成し、計画に沿って実施した。 また、北海道中央農場敷地を横断している市道の改築計画により敷地の一部（995.11㎡）について北広島市から取得要望があり、不要財産処分の大蔵認可を受け、27年5月に売買契約を締結し移転登記が完了した。 なお、売却収入については全て国庫納付とした。</p> | <p><評価に至った理由></p> <p>・計画どおりに施設・機械等の整備が進められている。また、中期計画期間途中に要望が発生した案件にも適正に取り組んでいる。</p> | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|-----------------------|----------------------|
| 第7 | 剰余金の使途 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------------|------|------|------|------|------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|--|--|--------|----------------------|-----------|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | | |
| | | | | | 評定 | — | |
| — | 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。 | 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。 | — | 評定 — ・目的積立金の該当なし。 | — | — | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
|------------|

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------------|-----------------------|----------------------|
| 第8-1 | 施設及び整備に関する計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------------|------|------|------|------|------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| — | 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。(表略) | 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 | 27年度計画 (施設整備費補助金) ・受変電設備更新(後志・婦恋) ・ばれいしょ貯蔵庫建替(北海道中央) ・ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性緊急増殖施設整備(北海道中央) | 評価 B 業務実績：—。 ・施設整備費補助金による後志分場及び婦恋農場の受変電設備更新工事については27年12月に完成し、安定的な電気供給が可能となった。 また、北海道中央農場のばれいしょ貯蔵庫工事については28年2月に完成し、種ばれいしょの品質を安定的に維持管理することが可能となった。 | <評価に至った理由> ・施設・機械・器具の整備については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、必要に応じセンター全体を調整した上で行われている。 | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| | | | |
|--------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
| 第8-2 | 職員の人事に関する計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・ 行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：：0024 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|---------------|------|----------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|---------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報 |
| 各期末の常勤職員数 | — | 302人 (期初) | 298人 | 294人 | 294人 | 294人 | 295人 | |
| 職員の採用推移数 | — | Ⅱ種農学8名 | Ⅱ種農学1名 | Ⅱ種農学6名 | Ⅱ種農学5名 Ⅲ種行政2名 | Ⅱ種農学4名 | Ⅱ種農学8名 Ⅲ種行政1名 | |
| 他機関との人事交流の推移数 | — | 転入18名 転出20名 | 転入17名 転出22名 | 転入22名 転出21名 | 転入19名 転出18名 | 転入15名 転出11名 | 転入9名 転出9名 | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指摘 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | B |
| — | <p>(1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。</p> <p>(2)人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考) 期初の常勤職員数 302人</p> | <p>(1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。</p> <p>(2)人員に関する指標 27年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初職員相当数を上回らないものとする。</p> | <p>(1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 また、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において、農業・食品産業技術総合研究機構等と統合し研究開発型の法人とすることとされたことを踏まえ、今後講じられる実施に必要な措置に基づき所要の検討を行う。</p> <p>(2)平成27年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初職員相当数を上回らないものとする。</p> | <p>評価 B 業務実績：種苗管理センター平成27年度自己評価結果の付表の第8-2参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門については既存業務を効率的に推進するため、本所と農場間の事務職員の配置換え及び国の出先機関他の独法との事務職員の人事交流を実施し、適正な人員配置を行った。 ・業務部門については、26年度中に発生した黒あし病への対応を強化するため、北海道中央農場に必要な人員配置を行った。 ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の改正に伴い4法人が統合し研究開発型の法人とすることとされたことを踏まえ、各法人の理事長及び副理事長から成る4法人統合準備委員会において新法人の新たな体制等を検討したほか、種苗管理センターの役員、本所部課室長等及び農場長等から成る組織体制検討委員会において統合に向けた取組及び統合後の種苗管理業務等に係る所要の検討を行った。 ・人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く)について、27年度の人事院勧告に踏まえ、職員給与については各俸給表の各級・各号について、それぞれ1,100円の俸給月額を引上げを27年4月1日に遡って実施した。 ・人事評価の適切な処遇反映の機会確保の観点から一般職員俸給表4級から6級まで、技術専門職員俸給表4級についてそれぞれ8号俸の増設を27年4月1日に遡って実施した。 ・広域異動手当について、円滑な異動及び適切な人員配置の確保のため、広域的な異動を行う職員給与水準を確保するため、異動後の事務所間の距離に応じて、27年3月31日以前の異動及び27年4月1日以降の異動、28年4月1日以降の異動等のそれぞれの異動時期における支給率の引き上げを27年4月1日に遡って実施した。 ・単身赴任手当については、民間給与実態調査を踏まえ、基本額を引き上げ、加算額を遠 | <p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の変化に伴った人事配置が行われている。 ・平成28年度4月の4独法統合が滞りなく行われた。 ・人事院勧告等に基づいた給与体系の維持に努めている。 ・業務の継続性を勘案した研修の実施や新規職員採用が行われている。 | |

| | | | | | | |
|--|--|--------------|--------------|---|---|--|
| | | (3) 人材の確保・養成 | (3) 人材の確保・養成 | <p>(3) 人材の確保・養成</p> <p>ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。</p> <p>イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。</p> <p>ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。</p> <p>エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。</p> | <p>距離異動に伴う経済的負担の実情を踏まえ、距離区分の増設と月額引き上げを27年4月1日に遡って実施した。</p> <p>勤勉手当について、民間給与の実施状況を踏まえ適用される俸給表等に応じて一般職員、技術専門職員及び医療職員の期末・勤勉手当支給割合を年間0.10月分の引き上げを実施し、27年12月期に遡って改正し、再雇用職員の期末・勤勉手当支給割合を年間0.05月分の引き上げを実施し、27年12月期に遡って改正するとともに、勤勉手当に0.05月分（再雇用職員については0.025月分）を加算し、28年1月に支給した。</p> <p>28年1月1日の昇給に関する特例として、俸給月額引き上げに伴う官民格差を補正するため、28年1月1日の昇給を1号俸抑制を実施した。</p> <p>さらに、再雇用職員への諸手当の支給については、異動に伴い単身赴任となった再雇用の職員に対し単身赴任手当並びに広域移動手当及び新幹線鉄道等に係る通勤手当について、退職前から引き続き支給要件を満たしている職員及び再雇用の際に支給要件を満たすこととなった職員に対しても再雇用による採用を異動とみなして支給することを27年4月1日に遡って実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員については、期末の常勤職員数は295人である。 <ul style="list-style-type: none"> 種苗管理センターの業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者から8名を採用するとともに管理部門の業務を確実に実施するため国家公務員採用試験の一般職（高卒者試験）合格者から事務系を1名を採用した。 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、農林水産省及び農林水産省の出先機関、試験研究機関等他の独立行政法人との間で転入9名、転出9名の人事交流を行った。 「種苗管理センター職員研修規程」に基づき27年度研修計画を作成し、センター内部の研修のほか、人事院地方事務局等の外部機関の研修を活用し計画的に研修を実施した。 「業務改善努力に対する賞状の授与の実施について」に基づき、業務の推進に有益な考案を行った事例1件について表彰を行った。 | |
|--|--|--------------|--------------|---|---|--|

4. その他参考情報